

昇降機保守点検業務委託 特記仕様書

I. 業務概要

1. 業務名 昇降機保守点検業務委託
2. 業務場所 秋田県湯沢市湯ノ原二丁目1番1号 湯沢翔北高等学校
3. 履行期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日
4. 業務仕様 本仕様書に記載されていない事項については「建築保全業務共通仕様書 平成25年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」（以下「共通仕様書」という）による。

II. 業務範囲

1. 業務対象設備仕様

(1) 主仕様（1号機及び2号機共に同一性能で停止階数のみ異なる）

- ・製造者 三菱電機株式会社
- ・製造年 平成23年
- ・型式 ロープ式
- ・用途 乗用
- ・停止階数 1号機6階 2号機4階
- ・積載量 750kg（11人乗）
- ・速度 45m/分

(2) 付加装置

- ・車いす仕様
- ・地震時管制運転装置（普通級 P波検知機能付き）
- ・停電時自動着床装置
- ・オートアナウンス装置
- ・火災時管制運転装置
- ・遠隔監視機能
- ・遠隔点検機能

2. 契約方式 POG契約とする。

3. 点検回数 遠隔点検においては毎月1回行うこと。また、3ヶ月に1回技術員を派遣し点検を行うこと。
不定期の故障についても、速やかに対応すること。

4. 点検内容 共通仕様書による。

Ⅲ. 提出図書

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| 1. 委託業務着手届 | 契約後速やかに |
| 2. 業務計画書 | 契約後速やかに |
| 3. 作業工程表 | 契約後速やかに |
| 4. 点検報告書 | 作業実施の都度速やかに
(ただし3月分は3月31日まで) |
| 5. 有資格者証の写し | 契約後速やかに |

Ⅳ. その他

【消耗品・修理品】

1. 消耗品以外の部品については委託者が負担する。ただし、保守上の不備等受託者の責任に帰する故障については、受託者の責任においてこれを負担するものとする。
2. 本委託業務以外の修理については、別途契約するものとする。
3. 修理品は、製造者指定品を使用し、製造者仕様以外の改造は行ってはならない。

【事故等の措置】

1. 事故等の緊急事態に備え適切な処置が行えるような体制を確保すること。閉じ込め事故や故障等で連絡を受けた時、又は遠隔監視システムにより異常を受信した場合は、速やかに到着し当該対策作業にとりかかること。
2. 対象設備は、遠隔監視システムを有しているため、受託者はここからの信号を情報センター等で受信可能なこと。遠隔監視システムに要する回線の確保、費用等は受託者の負担で実施すること。
3. 情報センター等では、かご内のインターホンと直接通話できる装置を具備していること。

【点検技術者】

1. 本委託にかかる点検作業は、安全確保のため有資格者2名以上で行うこと。

【協議】

1. この仕様書に定めのない事項、又は仕様に疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。